

国民健康保険に加入していますか？

自営業や退職者、職場に健康保険がない方は、必ず届出を

職場の健康保険や共済組合など他の健康保険に加入している方とその被扶養者、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方などを除いて、すべての方が国民健康保険に加入する「義務」があります。



異動があった14日以内に、必要な物を持って届出窓口で手続きをしてください。

【加入する人】 自営業の方、退職などで職場の健康保険をやめた方、職場の健康保険に加入していない方

【加入する単位】 世帯単位

【届出義務者および納税義務者】 世帯主（世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯に1人でも加入者がいれば、届出をする義務と保険税を納める義務は世帯主にあります）

【届出する場所】 三好市役所本庁1階7番窓口 もしくは 各総合支所窓口

【お問い合わせ先】 三好市役所保険医務課（電話 72-7613）

届出の種類と手続きに必要な物

	届け出が必要なき	手続きに必要な物
加入	転入してきたとき	転入証明書
	退職または扶養でなくなったとき	健康保険が切れた証明書（会社などで証明）
	退職または扶養でなくなったとき ・65歳未満で老齢（退職）年金の加入期間が20年以上または40歳以後の加入期間が10年以上ある人	健康保険が切れた証明書（会社などで証明） 年金証書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
脱退	転出するとき	国保の保険証
	就職または扶養になったとき	国保の保険証 職場の健康保険証
	生活保護を受けることになったとき	国保の保険証 保護開始決定通知書
	死亡したとき	国保の保険証 世帯主の口座がわかるもの
その他	住所、世帯主、氏名の変更	国保の保険証
	国保の保険証の紛失 よごれて使えなくなった	使えなくなった国保の保険証 手続に来る人の身分を証明するもの
	死亡 《葬祭費5万円支給》	国保の保険証 世帯主の口座がわかるもの
	修学で本市を出るとき	国保の保険証 修学の実事が確認できるもの（在学証明書など）

印鑑

平成25年度 決算報告

お問い合わせ先
三好市財政課（電話 72-7606）

平成25年度決算における健全化判断比率および資金不足比率

財政健全化法とは…

財政健全化法とは、平成19年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

従来は再建法が、病気になるまで放っておいて病気になるまで放っておいて病気になるまで放って対処するものだとすると、この財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものといえます。

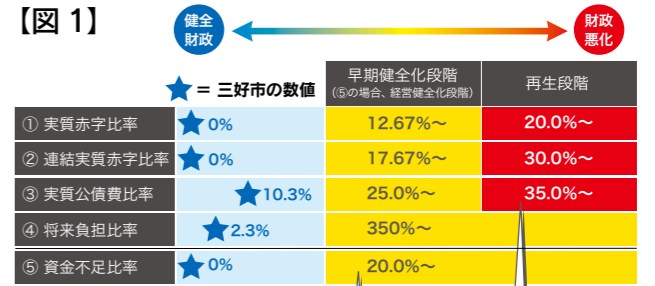
なお、基準を超えた場合には財政再建に取り組まなければなりません。

財政の健全度を判断

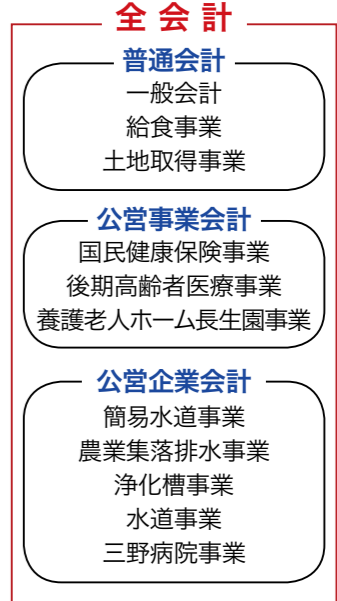
財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値などで判断することができます。

【図1参照】
① 実質赤字比率とは…
普通会計【図2参照】の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。
平成25年度決算における算定

【図1】



【図2】



結果は、実質収支額（当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額）が8億2698万円の黒字（標準財政規模に占める割合は4・98%の黒字）となり、実質赤字比率は昨年と同様0%となっています。

② 連結実質赤字比率とは…
全会計【図2参照】の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。
平成25年度決算における算定結果は、22億8323万円（標準財政規模に占める割合は13・

③ 実質公債費比率とは…
自治体の財布から借金返済にどれだけ充てられているかを示す比率。
平成25年度決算における算定結果は、10・3%（3年間平均）で昨年度と比較すると1・6ポイント改善しています。

④ 将来負担比率とは…
一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある債務などが、将来財政を圧迫する度合いを示す比率。
平成25年度決算における算定結果では、2・3%となり、前年度より26・3ポイント改善しました。

⑤ 資金不足比率とは…
各公営企業会計【図2参照】の資金不足を公営企業の事業

規模と比較し、経営状況の深刻度を示す比率。
平成25年度決算においては、各公営企業とも資金不足比率は昨年と同様0%となります。

以上の5つの項目うち①～④の指標により、三好市財政が健全であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準に満たないことがわかりました。また、⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に満たない状況ですが、すべての会計とも一般会計からの基準外の繰入金により経営を維持している状況です。

今後も将来的な地方交付税の減少を見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより、引き続き財政の健全化が必要とされます。